



2025年5月13日

各 位

会 社 名 東京エレクトロン デバイス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 徳重 敦之
(コード番号：2760 東証プライム市場)
問 合 せ 先 総務部長 内田 則昭
(電話 03 - 6635 - 6000)

年次業績連動型株式報酬制度の継続及び 非業務執行取締役に対する非業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年3月期より導入しております当社の取締役（非業務執行取締役を除く。以下同じ。）に対する年次業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の継続及び一部改定に関する議案（以下、「本議案」という。）及び非業務執行取締役に対する非業績連動型株式報酬制度を導入する議案を2025年6月20日開催予定の第40期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続の目的等について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、取締役を対象に、2015年3月期より導入（2020年3月期より2年間の継続延長及び2022年3月期より4年間の継続延長）している年次業績連動型株式報酬制度の趣旨と同様に、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、継続的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本議案を本株主総会に付議することを決定いたしました。なお、継続の期間は、2026年3月期から2030年3月期までの5事業年度として設定いたします。本制度の継続は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。また、本制度において取締役が現に株式の交付を受けるのは、原則として、取締役退任時となります。
- (2) 本制度については、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式 (Restricted Stock) と同様に、役位や業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分相当分の金銭を取締役に交付及び給付する制度です。

- (3) また、当社は、非業務執行取締役に対して、経営の監督のみならず、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様とのより一層の利益の共有を図ることを目的として、非業績連動の株式報酬制度を新たに導入することとしました。

2. 本制度及び非業績連動型株式報酬制度の概要について

I. 本制度について

(1) 本制度の概要

当社は、2025年8月31日に信託期間が満了する設定済みのBIP信託（以下、「本信託」という。）について、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間を5年間延長し、本制度を継続します。なお、本信託は、本日公表の「当社グループ役員に対する中期インセンティブプランとしての株式報酬制度継続及び一部改定に関するお知らせ」にて設定するBIP信託と同一のものとします。

本制度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を一部改定いたします。

(2) 本制度の対象期間

本制度は、2014年6月18日開催の第29期定時株主総会において導入のご承認をいただき、2019年6月19日開催の第34期定時株主総会及び2021年6月22日開催の第36期定時株主総会において継続をご承認いただいておりますが、当社は、本株主総会において承認を得ることを条件として、本制度を継続します。継続後の本制度は、2026年3月31日で終了する事業年度から2030年3月31日で終了する事業年度の5事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象とします。

(3) 本制度における対象期間の報酬の上限金額

本株主総会においては、本制度における延長された対象期間の報酬の上限金額を675百万円として承認決議を行うことを予定しております。

(4) 取締役に対する付与ポイント数の上限

本株主総会においては、取締役に付与される対象期間のポイント総数は、338,000ポイントを上限として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役が対象期間に付与を受けることができるポイントの総数は、かかるポイントの総数の上限に服することになります。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とします。当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

取締役については、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における業績達成度^(※)に応じてポイントが付与されます。

(※) 業績達成度は、親会社株主に帰属する当期純利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益率を指標といたします。

※上記以外の本制度の詳細は、2014年5月12日公表の「役員退職慰労金制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2019年5月16日公表の「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」及び2021年5月18日公表の「年次業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、非業務執行取締役は本制度の対象者としておりません。

II. 非業績連動型株式報酬制度について

(1) 非業績連動型株式報酬制度の概要

当社は、本株主総会において承認を得ることを条件として、非業績連動型株式報酬制度を導入します。非業績連動型株式報酬制度の導入にあたっては2025年8月31日に信託期間が満了する当社が設定済みの本信託を活用するものとします。なお、本信託は、本日公表の「当社グループ役員に対する中期インセンティブプランとしての株式報酬制度継続及び一部改定に関するお知らせ」及び本制度にて設定するBIP信託と同一のものとします。

(2) 非業績連動型株式報酬制度の対象期間

2026年3月31日で終了する事業年度から2030年3月31日で終了する事業年度の5事業年度（以下、「支給対象期間」という。）を対象とします。

(3) 非業績連動型株式報酬制度の対象者（受益者要件）

非業務執行取締役には、その退任後に受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益権確定手続きを経た上で、退任時の累積ポイント数(下記(5)に定める。)に応じた数の当社株式が本信託から交付されます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 支給対象期間中に当社の非業務執行取締役として在任していること（支給対象期間中に新たに非業務執行取締役になった者を含む。）
- ② 取締役を退任していること
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者ではないこと
- ④ 下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 非業績連動型株式報酬制度における支給対象期間の報酬の上限金額

本株主総会においては、本制度における支給対象期間の報酬の上限金額を55百万円として承認決議を行うことを予定しております。

(5) 非業務執行取締役に対する付与ポイント数の上限

非業務執行取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、在任期間等に応じて算出するポイントが付与され、各非業務執行取締役の取締役退任時に、ポイントの累積

値（以下、「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じた株式が交付されます。

本株主総会においては、非業務執行取締役が付与される支給対象期間のポイント総数は、27,000ポイントを上限として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、非業務執行取締役が支給対象期間に付与を受けることができるポイントの総数は、かかるポイントの総数の上限に服することになり、非業務執行取締役が本信託から交付される当社株式の株数は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本信託が取得する当社株式の株数（以下、「取得株式数」という。）は、かかる支給対象期間のポイント数に相当する株数（27,000株）を上限といたします。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とします。当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

(6) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による非業績連動型株式報酬制度において必要な当社株式の取得は、上記(4)の報酬の上限金額及び上記(5)の取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。

(7) 非業務執行取締役に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の非業務執行取締役が退任する場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイント数の一定割合に相当する数の当社株式については退任後に本信託が交付し、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭が給付されます。

(8) クローバック制度等

非業務執行取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該非業務執行取締役に対し、非業績連動型株式報酬制度における交付予定株式の受益権の没収（マルス）、交付した株式等相当の返還請求（クローバック）ができるものとします。

※なお、年次業績連動型株式報酬制度についてもクローバック制度等を設けます。

(ご参考)

【信託契約の内容】

	年次業績連動型株式報酬制度	非業績連動型株式報酬制度
① 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
② 信託の目的	受益者要件を充足する当社の取締役に対するインセンティブの付与	受益者要件を充足する当社の非業務執行取締役に対するインセンティブの付与
③ 委託者	当社	
④ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
⑤ 受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者	非業務執行取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑦ 信託契約日	2021年8月3日（信託期間延長のため2025年8月に変更予定）	
⑧ 信託の期間	2021年8月3日～2025年8月31日 (2025年8月の信託契約の変更により、2030年8月まで延長予定)	
⑨ 制度開始日	2014年11月	2025年9月（予定）
⑩ 議決権行使	行使しない	
⑪ 株式の取得方法	株式市場から取得	
⑫ 株式の取得時期	2025年8月6日（予定）～2025年9月19日（予定）	
⑬ 信託金の金額	675百万円(予定)(既存のBIP信託から承継する残余財産を含みます。)	55百万円（予定）
	上記金額は信託報酬・信託費用を含みます。	
⑭ 帰属権利者	当社	
⑮ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。	

※今回延長する信託は、本日公表の「当社グループ役職員に対する中期インセンティブプランとしての株式報酬制度継続及び一部改定に関するお知らせ」にてご案内のBIP信託と同一のものであるため、同一の信託契約となります（ただし、上記に記載の信託金の金額は本株主総会に付議する予定の本制度における対象期間の報酬の上限金額としています。）。

以 上